

# 予 防 接 種 の 広 域 化 に つ い て

## 資料 4

愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課

### 1 広域化とは

予防接種の広域化とは、予防接種法に基づき市町村が実施している「定期の予防接種」について、市町村が他の市町村の医療機関（地区医師会）と契約を締結することにより、県民がその居住地以外の医療機関でも接種を受けることができるようにするものである。これにより、予防接種対象者の身体状況等を日ごろから把握しているかかりつけ医による予防接種が推進され、さらに、県民が安心して接種が受けられる体制の整備と、予防接種の機会が一層拡大されることとなり、予防接種率の向上が期待できる。

定期の予防接種  
以下の9疾病に対して予防接種法に基づく予防接種が実施されている。  
ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、インフルエンザ（インフルエンザのみ高齢者が対象）

### 2 現 状

予防接種法に基づく定期の予防接種は原則として、各市町村がその居住者に対して行っている。したがって、県民が、その居住地以外の市町村にある「かかりつけ医」等での接種を希望しても、それができない場合がある。

県内の一部地域において、地区医師会単位での広域化が行われている。

< 県内において医師会単位で広域化を実施している地域 >

地区医師会	対 象 市 町 村
瀬戸旭	瀬戸市、尾張旭市
豊田加茂	豊田市、三好町
岡崎市	岡崎市、幸田町
海 部	愛西市、弥富市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村
尾 北	犬山市、江南市、大口町、扶桑町
豊川宝飯	豊川市、音羽町、小坂井町、御津町

### 3 広域化による利点及び問題点等

	利 点	問題点及び要調整事項
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の枠にとらわれることなくかかりつけ医による接種が可能</li> <li>母親の里帰り出産などの理由から居住地を離れた場合でも接種が可能</li> <li>接種可能医療機関数の増加により接種機会が拡大</li> </ul>	なし
医 療 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>日ごろの状態をよく把握した者への接種が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用請求等を複数の市町村へ行うことに伴う事務量の増加</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>接種可能医療機関数の増加により接種機会の拡大及びかかりつけ医での接種が促進することによる接種率の向上、感染症予防に寄与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域化に際して市町村間で実施方法等について調整が必要</li> <li>契約医療機関数の増加に伴う事務量の増加</li> </ul>

### 4 県医師会からの要望状況等

平成 14 年 6 月 17 日 愛知県医師会会長から知事あてに広域化の推進について依頼文が提出される。（これを受けて、同年 7 月 1 日に県から各市町村長あて広域化の推進について通知文書発出）

平成 17 年 7 月 15 日 愛知県医師会会長から、再び広域化推進に関する要望書が提出される。

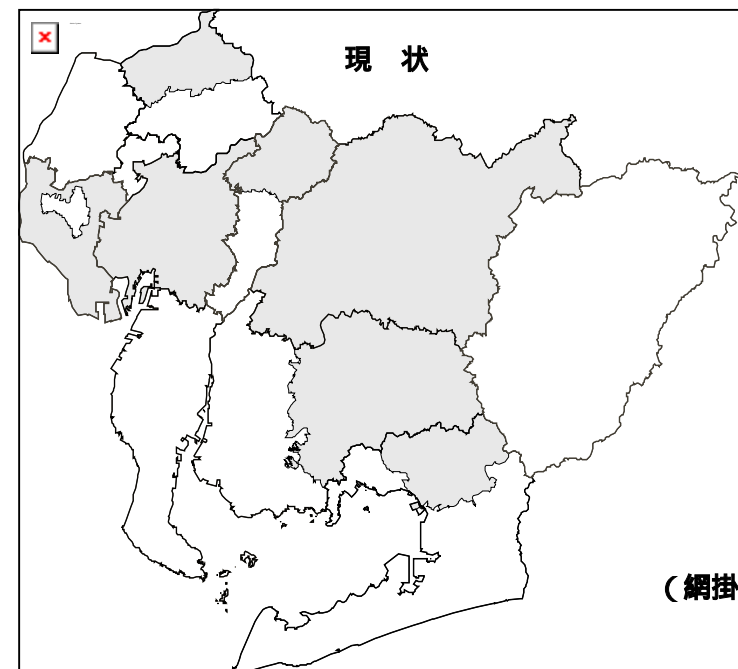
平成 19 年 10 月 23 日 県から各市町村長あて地区医師会又は医療圏単位での広域化を推進するよう通知

### 5 広域化までの事務作業

地区医師会、市町村等が協議を行うための作業部会等を設置する。

作業部会等において広域化を行う場合の課題等について協議・調整を行う。

調整後、（体制が整備された予防接種から順に）医療圏単位での広域化を開始する。



（網掛け部分が広域化地域）



全ての医療圏で広域化  
が実現すれば、全県での  
広域化に移行

< 参考 > 全国 47 都道府県の状況  
県下全域での広域化実施・・・ 21 県  
一部地域での広域化実施・・・ 9 県